

科学者委員会学協会連携分科会（第24期・第9回）議事要旨

1 日 時 令和元年9月5日（木）10:00～12:10

2 場 所 日本学術会議5階5-C(1)会議室

3 出席者 米田、三成、谷口、池田、吉村、山口、菱田、望月、宮崎、若尾、石川（ビデオ参加）

4 配付資料

- ・資料1 前回議事要旨
- ・資料2 学協会連携分科会委員回答
- ・資料3 規定の変更案の叩き台
- ・資料4 同 上 （事務局コメント付）
- ・資料5 学会名鑑集計レポート
- ・参考1 学協会連携分科会名簿
- ・参考2 参考資料
- ・参考3 科学技術指標2018
- ・参考4 事務局回答メモ

5 議題

（1）前回議事要旨について

前回の議事要旨について確認された。

（2）協力学術研究団体の規定改正、及び研究者の定義について

配付資料（資料3、4、参考2～4にもとづき、米田委員長からの説明が行われ、各委員が「研究者の定義」について意見を述べた。続けて、米田委員長から資料3にもとづいて「叩き台」が提示された後に、意見交換を行った。

① その結果、米田委員長が提示した二つの叩き台のうち、前者（資料3の1ページ）が適当であるということで意見が一致した。すなわち現行の「協力学術研究団体指定要件確認書」では、「研究者」の具体的範囲について6ヶ条挙げているが、その1から5を3ヶ条に整理するとともに、4として、「その他、学会発表の経験、学術論文、著書、特許等の研究業績を有する者」という条件を新設することとした。役職・肩書きが無くても、優秀な研究業績を有するものを研究者として認めるべきだという意見が多く出されたからである。「協力学術研究団体指定要件確認書」にも、研究業績を書き込む欄を設けることで意見が一致した。

②二つの叩き台のうち後者（資料3の4ページ）については次の議論がなされた。

科学技術統計という「研究者」（日本学術会議が80万人の研究者の代表機関という場合の研究者）は、「企業・公的機関・非営利団体・大学等で、主に研究に従事する者および研究を兼務する者」を指している。「研究者の定義を変えて、研究者の数を増やしても良

いのか？」の意見があった。人数が増えれば、一人当たりの論文生産性が低いと言われるのではとの意見も出た。

そこで、研究者の定義は変えずに「研究者に準じる者」を新たに規定し、「研究者と研究者に準じる者が構成員の半数以上であること」に変更する案を検討した。「研究者に準じる者」とは、研究者に含まれないが、学会発表の経験、学術論文、著書、特許等の研究業績を有する者とした。

しかし、「研究者に準ずる者」は失礼な表現になるとの意見、協力学術研究団体の審査に限定した研究者の具体的範囲の拡張は研究者の定義の拡張につながらないとの意見が出て、この案は見送られた。

③ 現在の日本学術会議協力学術研究団体のホームページ上に、「なお、当制度における「研究者」は、日本学術会議との協力・連携を前提としていることから、「〇〇士（師）」の方々や、実務家、会社や団体の役員、一般事務をしながら何らかの研究もしている方々ではなく、学術研究を行っている大学教授、非常勤講師、民間研究所の研究員の方々などを対象としています」と掲載され、例示しているが、これは規定にはない文章であり、不適切であり、削除すべきだという点でも意見が一致した。

④ 日本学術会議協力学術研究団体規定の別表で、機関誌を出すことが条件となっているが、複数の学協会が合同で発行する機関誌も含めることで意見が一致した。複数の団体が協力して発行しているエビデンスとして、参加団体の間の協定書のようなものの提出も義務付けてはどうかとの意見があった。合同学術誌を認めることは、学会連携の成果を示すことにつながり、それが将来の関連学会の統合を促すことになる。学術ジャーナルの国際化、デジタル化、オープン化を進める一助になるとの意見があった。

⑤ 人文社会の分野では、書店や出版社が学会誌の発行元になっている場合がある。学術団体自身による発行要件については、査読体制と編集、著作権が当該団体に属していれば、出版社による発行を認めても良いとの意見でまとまった。

⑥ 協力学術研究団体の規定の改正は、『日本学術会議関係法規集』の327～340ページの〔日本学術会議協力学術研究団体関係〕法規の全体に関わってくるため、齟齬がないようにチェックする必要があることを確認した。

⑦ 今回の決定事項を次回の科学者委員会で提案するとともに、来年4月の総会で報告できるように、作業を進めることにした。

・次回会議は、11月11日（月）10：00～12：00を予定している。